平成 第三千二百二 十 车 月 + + 四 八日

3項職員

30,000

27,000

24,000

21,000

18,000

15,000

12,000

9,000

6,000

3,000

に改める。

円

増

刊 (2)

人事委員会

目

次

福岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局給与公平課

福岡県警察職員の 特殊勤務手当に関する条例の施行規則の一部を改

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令 人事委員会事務局給与公平課)

正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

委員会

福岡県の職員の初任給調整手当に関 する規則の 部を改正する規則を制定し、 ここに

平成二十三年二月二十八日

公布する。

福岡県人事委員会委員長 常 盤

洋

福岡県人事委員会規則第

.県の職員の初任給調整手当に関する規則 (昭和四十年福岡県人事委員会規則第二

|岡県の職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

十号) の 部を次のように改正する

別表中 3項職員 円 25,000 22,500 20,000 17,500 15.000 12,500 10,000 7,500 5,000 2,500

福岡県人事委員会訓令第 믁

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の 部を改正する訓令を次のように定める。

一十三年二月二十八日

を

戍

福岡県人事委員会委員長 常

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓

(平成十)

福岡県人事委員会事務局事務決裁規程

|年福岡県人事委員会訓令第| 盤 洋 号 の

附 則

この規則は、 平 戍 一十三年四月一日から施行する。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の 部を改正する規則を制定

ここに公布する

·成二十三年二月二十八日

福岡県人事委員会委員長

常

盤

洋

福岡県人事委員会規則第日 믁

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則の 部を改正する

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の施行規則 (平成十一 年福岡県人事委員

会規則第十八号) の 一部を次のように改正する。

身に著しい緊張を与えると人事委員会が認めるときにあっては、 第二条第七項中 「百分の五十」 の下に「 (現地の治安の状況等により、 百分の百)」 当該作業が心 を加える

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

務 局

事

定期発行日 每週月水金曜日